

## 春の環境美化週間

### ごみ収集場所マナーアップ週間

5・6月は春の環境美化週間です。町では、**6月18日(月)**、**22日(金)**に環境美化推進協議会と各自治会の協力のもと、ごみの出し方などの一斉指導として各ごみ収集場所へ腕章を付けた役員が現地指導を行います。ご協力をお願いします。

**!**町指定ごみ袋で出していないごみには注意シールを貼ります。必ず指定袋を使用してください。

#### ▼問い合わせ先

町民生活課 生活環境室  
☎26・2243(直通)

議会を傍聴しませんか？

### 6月定例会の予定

4日(月)開会日  
5日(火)一般質問※  
6日(水)一般質問※  
13日(水)閉会日(討論・表決など)

※一般質問は、人数により日程が変更する場合があります。町ホームページや議会事務局でご確認ください。



本会議はどなたでも傍聴することができます。町議会の活動などを知ることができますので、ぜひお越しください。

また、パソコンやスマホなどで本会議のインターネット生中継を見ることが出来ます。会議の日からおおむね5日後(土・日・祝日は除く)には、録画映像も閲覧できます。※アクセス方法は「吉岡町議会」で検索

#### ▼問い合わせ先

議会事務局  
☎26・2283(直通)

## 高齢者の交通事故減少を図るために

### 運転免許証の自主返納を支援

高齢者の交通事故の減少を目的として、運転に不安をもつ高齢者で運転免許証を自主返納した人に対し、次の①・②の支援を行います。

#### ① バスカードまたはタクシース券の交付

#### 【バスカード交付の場合】

群馬県共通バスカード(利用可能額6,050円分)を交付します。上信電鉄、群馬中央バス、関越交通、日本中央バス、群馬バス、永井運輸のバスへ乗車するときに利用できます。

#### 【タクシース券交付の場合】

町が発行するタクシース券(5,000円分)を交付します。町と契約を締結した前橋・渋川地区の協議会に所属しているタクシース事業者で利用できます。

#### ② 運転経歴証明書 交付手数料全額支援

身分証明として使うことができる運転経歴証明書の交付手数料(1,100円)を全額支援します。

#### ▼対象者

町内に住所を有し居住している人で、次の事項にすべて該当する人。

□ 運転免許証返納時に満65歳以上であること

□ これまでに当事業による助成を受けていないこと

□ 運転免許証の返納から1年以内であること

※免許証が失効した場合は対象になりません。

#### ▼①バスカードまたはタクシース券の交付の申請に必要なもの

□ 自主返納した免許証の写し(取消通知書または運転経歴証明書の写しでも可)

□ 印鑑(認め印)

#### ▼②運転経歴証明書交付手数料の全額支援の申請に必要なもの

□ 運転経歴証明書の写し

□ 振込先が分かるもの

□ 印鑑(認め印)

#### ▼問い合わせ先

町民生活課 生活環境室  
☎26・2243(直通)



⚠️ 摂取をお控えください

放射性物質検出による野生のタラノメの出荷自粛

町内で採取された野生のタラノメから、食品の基準値を超える放射性セシウムが検出されました。これにより、町で採取された野生のタラノメは、次のとおり出荷自粛になりました。また、自家消費についても摂取を控えるようお

願います。

- ▼対象地域 吉岡町全域
- ▼対象品目 タラノメ(野生)
- ▼自粛期間 4月20日から安全が確認されるまでの期間
- ▼問い合わせ先 産業建設課 産業振興室  
☎26・2280(直通)

児童手当を受けている人はご提出を

6月は現況届の提出月

児童手当・特例給付を受けている人は、毎年6月に現況届を提出する必要があります。現況届とは、毎年6月1日における状況を審査し、引き続き手当を受ける要件を満たすかどうかを確認するためのものです。提出がない場合、6月以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。対象者には書類を送付しました。提出する書類を確認のうえ、郵送または持参してください。



- ▼提出する書類
  - 平成30年度児童手当・特例給付現況届(押印を忘れずに)
  - 受給者の健康保険被保険者証などの写し
  - ※児童の保険証不可。
  - ※町の国民健康保険加入者は必要ありません。
  - ※保険証により年金加入証明が必要な場合があります。
  - その他、必要に応じて提出する書類があります。
- ▼提出期限 6月29日(金)
- ▼問い合わせ先 健康福祉課 ども福祉室  
☎26・2248(直通)

安全な通行のために

樹木の伐採・所有地管理のお願い

道路や歩道に張り出した枝や倒木は、通行する人や車の妨げとなり、大変危険です。強風・大雨など災害時の安全確保のためにも、樹木管理にご協力ください。特に、**通学路では管理の徹底**をお願いします。

土地を所有している人へ

所有する土地が次のような状態になっている場合は、樹木の伐採や枝払いが必要です。

- 道路や歩道に枝が張り出している。
- 枯れ木や折れ枝が通行の邪魔をしている。
- 竹木が生い茂り、通行の邪魔をしている。

私有地から張り出した枝は、土地所有者に所有権があるため、町では伐採できません。また、倒木などが原因で通行者や車に事故が発生した場合、樹木が植生する土地の所有者が責任を問われる場合があります。

▼注意事項

- ① 歩行者や自転車、自動車の安全を十分確保し、転落事故などが起こらないように十分注意してください。
- ② 電線や電話線がある場所で作業する場合は、事前に電力会社や電話会社へ連絡し、管理者の立ち会いのもと行ってください。

▼連絡先

- 東京電力群馬カスタマーセンター  
☎0120・995・222  
または  
☎027・898・3406  
受付時間は日曜日・祝日を除く平日午前9時～午後7時  
※土曜日は午後6時まで
- NTT (24時間年中無休)  
☎113(局番なし)
- ☎0120・444・113
- ▼土地・道路に関する 問い合わせ先 (役場) 産業建設課 用地管理室  
☎26・2279(直通)